

2.12.12  
1311

ハ降大雪ノ場合ハ相当ノ仕事ヲ止ムヘ休業セザレバト万一休業ノ場合ハ日給全額  
ヲ支給スルコト

ハ日曜及祭日ハ休業トナシ大節ハ公休ニナスコト

十二月三十日より一月四日迄休業ニナシコト同本給ノ半額ヲ給スルコト

ハ履衣場及食堂、洗面所ノ設備ヲナスコト

ハ軍用ハ着手前ニ定ムルコト

右十三ヶ条兼願候也

昭和二十一年十一月一日

勞秋第三〇九四號

昭和二年十二月九日

寫

警視總監 宮田 光 雄

内務大臣 鈴木喜三郎殿

社會局長 官殿

北海道京都大阪神奈川兵庫

各廳府縣長官殿

栗原電機株式會社勞働爭議ニ関スル件 (第二報)

要旨

勞働者側ニ於テハ宣傳文、配布、演說會、開催等ニ依リ輿論ノ喚起ニ努メ居レリ  
會社側ニ於テハ一部従業員ト兼應爭議因、切崩ラ計畫中。